災害に遭われた方へ

各手続等のご案内

このたびの災害により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。生活再建に向けた支援制度と手続きの相談先をご案内します。

制度ごとに対象や必要書類が異なります。罹災証明書の交付だけで支援が自動的に決定するものではありません。期限や書類が記載されていない項目は、担当窓口へご確認ください。

１　罹災ごみの収集と持込み

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
01 **罹災ごみの対象と期間**	市内の被災した一般住宅から出る対象ごみを、市が無料で収集運搬・処分します。期間は原則、発災日から６か月以内です。 店舗・事業所・工場等の事業活動に使う建物からのごみは対象外です。店舗併用住宅は住宅部分、賃貸アパートは居住者の家財等のごみが対象です。	廃棄物対策課 046-822-8469 市役所分館５階
02 **市の収集を希望する場合**	事前に相談し、現地で打合せを行います。収集時にも立会いが必要です。 【必要書類】罹災証明書・罹災届出証明書または罹災事実現認書（写し可）、一般廃棄物臨時収集・運搬申請書、廃棄物処理手数料減免申請書。申請書は窓口で記入します。 【申請先】廃棄物対策課または久里浜収集事務所。 ごみを種類ごとに分別し、原則２t 収集車が横付けできる場所まで運び出してください。解体・分別・建物や敷地内からの搬出は、ご自身等で行います。	廃棄物対策課 046-822-8469 久里浜収集事務所 046-836-4828 神明町 2187
03 **ご自身等で持ち込む場合**	必ず事前にエコミルへ連絡してください。罹災証明書等（上記と同じ、写し可）が必要です。 【持込期間】原則、初回搬入から７日間以内（土日を含む）。 【受付】月～金曜日の８時 30 分～16 時（祝日可、12 月 29 日～１月３日は不可）。 解体業者等が持ち込む場合は、先に廃棄物対策課へ連絡してください。トラック等の「あおり」は、ごみ投入時に外れないようにしてください。	エコミル 046-854-4153 長坂５－１－５ 業者搬入の相談 廃棄物対策課 046-822-8469

２　ごみの分別と家庭から出た土砂

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
04 **処分できるごみと出し方**	【燃せるごみ】衣料品、紙類、ゴム類、プラスチック類、廃木材、４等分した畳等。罹災ごみではペットボトル・プラスチック資源も燃せるごみとして扱います。無色透明または白色半透明の袋に入れます。 【不燃ごみ】ガラス、陶磁器、缶・びん、50cm 未満の電化製品等。原則、無色透明の袋に入れます。 【粗大ごみ等】50cm 以上の家庭用電気製品、家具、布団、じゅうたん、充電式電池内蔵製品等。品目の受入可否は事前に確認してください。 収集時の袋の重さは 10kg 程度以下にしてください。	廃棄物対策課 046-822-8469
05 **廃木材の大きさ**	太さ 10cm 以下：長さ 1 m 以下。 太さ 10cm 超～20cm 以下：長さ 50cm 以下。 太さ 20cm 超：市では処分できません。 収集時は指定の長さに切り、崩れないよう束ねてください。	廃棄物対策課 046-822-8469
06 **市で処分できないごみ**	タイヤ、バッテリー、自動車オイル、石油・廃油、断熱材、原動機付自転車、オートバイ・自動車の部品、消火器、ピアノ、大型耐火金庫、大型電気温水器、瓦、ブロック、コンクリート、モルタル、石膏ボード、陶器製便器、鉄筋、オイルヒーター等。 民間の処理業者へ依頼する場合は有料です。許可業者は市ホームページ等で確認してください。	廃棄物対策課 046-822-8469
07 **家庭から出た土砂の無料戸別収集**	台風 25 号の被災により一般家庭から出た土砂等を、市が無料で戸別収集します。 【期間】９月 28 日（月）～10 月 30 日（金）。 【上限】１回 20 袋まで。１袋につき 45L 袋の３分の１程度まで。 エコミル等への直接持込みはできません。排出場所は受付時の指示に従ってください。	廃棄物対策課 046-822-8469

※家庭の土砂収集（07）と、崖の崩落土砂撤去費補助（08）は別の制度です。処分や依頼の前に、それぞれの窓口へご相談ください。

３　崖の土砂撤去と防災工事

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
08 **崩れた崖の土砂撤去費用**	住宅に隣接する崖が崩れた場合、崩落土砂の搬出・運搬・処分費用の２分の１（上限 30 万円）を補助する制度があります。 【主な条件】崖の高さ２m 以上、角度 30 度以上、崖と住宅の距離が崖の高さの２倍以内。ほかにも条件があります。 崖が崩れたらすみやかに相談してください。調査員が現場立会調査を行います。	宅地審査防災課 046-822-8340 市役所分館４階
09 **崩れた崖のシート設置費用**	二次災害を防ぐため、崩れた崖を覆うビニールシートの設置作業費用の２分の１（上限 10 万円）を補助する制度があります。 対象となる崖の主な条件は上記 08 と同じです。対象調査が必要なため、すみやかに相談してください。	宅地審査防災課 046-822-8340
10 **崖崩れ防止工事への助成**	崩落のおそれがある崖に、所有者が防災目的の工事を行う際の補助です。必ず工事着手前に相談してください。調査員が現地を確認します。 【補助】設計費の２分の１（上限５万円）、地質調査費の２分の１（上限 30 万円）、工事費の２分の１（上限 500 万円）。利用は一度限りです。 【公表されている条件】①高さ２m 以上・角度 30 度以上、②崖の上または下に住居がある、③工事で平坦地が広がらない、④個人で申請、⑤納期限到来の市税を滞納していない、⑥助成後５年間は土地を譲渡・売買等しない、⑦市の競争入札参加資格者名簿に登録された市内業者が施工。ほかにも条件があります。	宅地審査防災課 046-822-8340
11 **防災工事の融資**	貸付限度額 600 万円、10 年以内償還の融資制度があります。金利は取扱金融機関の短期プライムレートまたは年 3.0％の低い方で、全期間固定です。利用条件は事前に相談してください。	宅地審査防災課 046-822-8340
12 **県による崖崩れ対策**	急傾斜地崩壊危険区域に指定され、工事採択基準を満たす場合は、地権者・周辺住民からの要望による県の対策工事の制度があります。対象や手続きは県へ相談してください。	県横須賀土木事務所 046-853-8800（代表）

4　住まいと片付けの支援

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
13 **市営住宅の短期一時使用**	自宅が滅失する等、一時的な居住場所の確保が困難な方を対象に相談を受け付けています。 【入居先】森崎アパート。【期間】原則 6 か月以内。【使用料】使用期間中の 6 か月を免除。 市営住宅一時使用申請書を提出し、入居要件等の審査を受けます。罹災証明書等の追加書類は相談時に確認してください。家具・布団等の準備、電気・水道・ガスの契約と費用負担は入居者が行います。	市営住宅課 046-822-9604 市役所分館３階
14 **援護物資**	災害で住家に住めなくなった方に、日本赤十字社神奈川県支部の援護物資（毛布、タオルケット、水のいらない全身キレイセット、不織布スリッパ）をお渡しします。	市民生活課 日赤横須賀市地区事務局 046-822-8220 市役所２号館２階
15 **ボランティアへの片付け依頼**	泥出し、撤去、清掃、廃棄などの依頼を受け付けています。現地調査後に派遣を調整します。専門的な作業や危険を伴う作業には一般ボランティアは対応できません。 【伝える内容】氏名・住所・電話・連絡可能時間、代理連絡の場合は本人との関係、作業内容、希望日、人数・時間の目安、土のう袋の必要数、駐車場の有無、電気・水道・トイレの使用可否等。 電話のほかメール・FAX でも連絡できます。	市社会福祉協議会 災害時ボランティアセンター 046-821-1303 FAX 046-827-0264 ysvc@yokosuka-shakyo.or.jp 本町２－１ 総合福祉会館２階
16 **水道料金等の減額**	災害により使用水量が確認できない場合や、使用水量が大幅に増えた場合、通常の使用水量をもとに料金を算定することがあります。罹災証明書等、災害被害を証明する書類の提出が必要です。 電話受付は８時～19 時（１月１日～３日を除く）。	上下水道局 お客様料金サービスセンター 046-823-3232 市役所１号館８階３番窓口

5　見舞金と生活再建の資金

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
17 **市の災害見舞金**	現に住んでいる家屋の全壊・半壊・床上浸水、災害による死亡・重傷等が対象です。店舗併用住宅は現に居住する住宅部分が対象です。市が調査等に基づき判断し、対象者へ後日連絡します。	危機管理課 046-822-8357 市役所１号館５階
18 **生活福祉資金の貸付相談**	他からの借入れが困難な方がいる世帯等に、生活の安定・経済的自立のための資金の貸付と相談援助を行います。生活福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金、総合支援資金等があります。 給付ではなく返済が必要な貸付です。利用できる資金・条件は相談してください。相談は原則予約制。受付は平日９時～12 時、13 時～17 時（年末年始を除く）。	市社会福祉協議会 地域福祉課 046-821-1301 本町２－１ 総合福祉会館２階

６　税金の減免と納付の相談

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
19 **個人市民税・県民税・森林環境税**	家屋や家財に相当の損害が生じ、要件を満たす場合は税額の軽減・免除が適用されます。必要書類や申請期限は窓口へ確認してください。	市民税課 個人市民税担当 046-822-8192 市役所１号館２階
20 **固定資産税・都市計画税**	土地・家屋・償却資産の被害状況等に応じ、減免を受けられる場合があります。対象となる納期・申請期限があるため、納期限を待たずに相談してください。	資産税課 土地 046-822-8196 家屋 046-822-8198 償却資産 046-822-8202 市役所１号館２階
21 **事業所税・その他の市税**	損害の状況や一定の要件により、減免を受けられる場合があります。税目と被害内容を伝えて相談してください。	市民税課 総務・諸税係 046-822-9733 市役所１号館２階
22 **市税の納付・納入猶予**	被災により一度に納税することが難しい場合、納付時期の猶予や分割納付等の制度があります。相談時に、納税通知書に記載の９桁の通知番号を伝えてください。	納税課 徴税担当 046-822-8203 市役所１号館２階
23 **所得税等の軽減・免除**	住宅や家財等に災害による損害がある場合、確定申告で雑損控除または災害減免法による軽減・免除を受けられることがあります。要件や有利な方法は、所得・損害・保険金等により異なります。 被害写真、修理・撤去等の領収書、保険金の資料などは保管し、必要資料を税務署へ確認してください。	横須賀税務署 046-824-5500 新港町１－８ 横須賀地方合同庁舎

7　医療保険と年金と介護

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
24 **国民健康保険料の減免**	現に居住する家屋・家財等に相当の被害を受けた世帯等が対象です（故意・重大な過失による災害を除く）。 全壊・全焼：罹災月から６か月分相当。半壊・半焼・床上浸水：罹災月から３か月分相当。 【必要書類】罹災証明書、資格確認書または資格情報通知書。	健康保険課 046-822-8233 市役所１号館１階 21 番窓口
25 **国保の医療費の窓口負担**	おおむね１年以内の災害等で医療費の支払いが困難な方には、一部負担金の減免・徴収猶予制度があります。減免の内容は、入院療養の一部負担金を全額免除し、標準３か月まで。詳細は、お問い合わせください。 【災害の場合の書類】マイナ保険証または資格確認書、被災証明書または罹災証明書。	健康保険課 046-822-8232 市役所１号館１階 22 番窓口
26 **後期高齢者医療保険料**	災害による損害等で保険料の納付が困難な場合、申請により減免や徴収猶予を受けられることがあります。早めに相談してください。	健康保険課 046-822-8272 市役所１号館１階 23 番窓口
27 **後期高齢者医療の窓口負担**	災害による著しい財産被害等で一部負担金を支払えない場合、状況に応じた減免・徴収猶予制度があります。申請書類や対象は窓口へ確認してください。	健康保険課 046-822-8272 市役所１号館１階 23 番窓口
28 **マイナ保険証等を提示できないとき**	被災でマイナ保険証・資格確認書を紛失したり、家に残して避難した場合も、①氏名、②生年月日、③連絡先、④加入する医療保険者を医療機関等に伝えて保険診療を受けられます。 国保・後期高齢者医療は住所、国保組合は住所と組合名、被用者保険は事業所名を伝えます。医療費の減免は別途の制度です。	健康保険課 国保 046-822-8232 市役所１号館１階 22 番窓口 後期 046-822-8272 市役所１号館１階 23 番窓口 被用者保険は加入先へ
29 **国民年金保険料の免除**	第１号被保険者で、住宅・家財・その他財産の被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた方等が対象です。 【必要書類】基礎年金番号が分かるもの、罹災証明書、被災状況届。別世帯の代理人は委任状と来所者の本人確認資料も必要です。	窓口サービス課 国民年金係 046-822-8235 市役所１号館１階
30 **介護保険料の減免**	災害により住宅や家財等に著しい被害を受けたことで、保険料の納付が困難な場合、申請により保険料が減免される場合があります。	介護保険課 保険料係 046-822-8293 市役所分館２階
31 **介護サービス利用料の軽減**	災害により住宅や家財等に著しい被害を受けた場合、申請により介護サービスを利用する際の利用料が減免される場合があります。	介護保険課 給付係 046-822-8253 市役所分館２階
32 **障害福祉サービス等の利用者負担額の減免**	災害により住宅や家財等に著しい被害を受けた場合、申請により障害福祉サービス等を利用する際の利用者負担額を減免できる場合があります。	障害福祉課 施設・給付担当 046-822-9488 市役所分館１階

８　子育てと教育の支援

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
33 **小中学生の就学援助**	罹災等で固定資産税・個人事業税・国保料の減免を受けた世帯、国民年金保険料が全額免除された世帯、所得基準に該当する世帯等は、就学援助の対象となる場合があります。 申請書と該当理由の証明書類（減免決定通知書等）を支援教育課に提出してください。通年受付ですが、夏休み以降の申請は申請月からの認定です。毎年度申請が必要です。	支援教育課 046-822-8480 市役所１号館６階
34 **市立高校の入学検定料・入学金**	学費負担者が災害等で生活困窮している方等で、学習状況が良好と認められる場合、免除制度があります。 申請書に罹災証明書等の該当書類を添え、出願前・納付前に教育指導課へ提出してください。世帯状況によって必要書類が異なります。	教育指導課 046-822-8479 市役所１号館６階
35 **災害復旧中の保育利用**	風水害等の復旧に当たっていることは、保育を必要とする事由に含まれます。状況に応じ、必要な期間の保育認定を相談できます。状況を証明する書類等が必要です。入園等の手続き・利用調整は別途確認してください。	子育て支援課 046-822-9728 はぐくみかん５階
36 **保育料の減免相談**	災害等により保育料の支払いが困難と市が認める場合、利用者負担額を減免できる規定があります。適用条件、申請期限、必要書類は子育て支援課へ相談してください。	子育て支援課 046-822-9728 はぐくみかん５階
37 **放課後児童クラブ**	保護者が災害復旧等で昼間家庭にいない、または保育が困難な市内の小学生は、放課後児童クラブの利用対象事由に該当します。 公設の放課後児童クラブにつきましては、申請時期・空き状況等を子育て支援課へ相談してください。 民設の放課後児童クラブにつきましては、各クラブへ直接相談してください。	子育て支援課 放課後児童対策係 046-822-8061

９　紛失した書類等の再交付

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
38 **運転免許証**	本人が運転免許センターで手続きします（代理不可）。申請書、写真１枚、本人確認書類、保有している免許証等、手数料が必要です。マイナ免許証等の保有状況で書類・料金が異なります。 通常の受付は平日８時 30 分～11 時、13 時～15 時 30 分。更新等との同時手続きは受付時間が異なります。	神奈川県運転免許センター 045-365-3111 横浜市旭区中尾１－１－１
39 **国保の資格確認書等**	資格確認書・資格情報通知書を紛失・汚損した場合は再交付を申請します。手数料無料。健康保険課または行政センターで手続きできます（役所屋不可）。本人確認資料がなくても手続きできます。即日交付には本人・同一世帯の方の顔写真付き本人確認資料等の条件があります。	健康保険課 046-822-8233 市役所１号館１階 21 番窓口
40 **後期高齢者医療の資格確認書等**	資格確認書等の紛失・損傷や、マイナンバーカードの再交付中の受診について相談してください。被災によって提示できない場合の受診は 28 もご覧ください。	健康保険課 046-822-8272 市役所１号館１階 23 番窓口
41 **勤務先等の健康保険の書類**	国保・後期高齢者医療以外の保険に加入している方は、資格確認書等の手続きを勤務先または加入する健康保険組合・協会けんぽ・共済組合等へ相談してください。	勤務先・加入する保険者
42 **介護保険被保険者証**	紛失等による再交付は介護保険課へ相談してください。本人確認や受取方法等も確認してください。	介護保険課 046-822-8293 市役所分館２階
43 **母子健康手帳**	紛失・被災による再交付を相談してください。記録内容は復元できない場合があります。 地域健康課のほか、中央・北・南・西の各健康福祉センターでも相談できます。	地域健康課 046-824-7141 中央 046-824-7632 北 046-861-4118 南 046-836-1511 西 046-856-0719
44 **基礎年金番号通知書**	年金手帳の再発行に代わり、基礎年金番号通知書を発行します。第１号・任意加入の方は窓口サービス課または行政センター、第３号の方は年金事務所、厚生年金加入中の方は勤務先または年金事務所へ。別世帯の代理人は委任状と本人確認資料が必要です。	窓口サービス課 046-822-8235 横須賀年金事務所 046-827-1251
45 **年金証書**	年金証書の再交付は、横須賀年金事務所へ相談してください。	横須賀年金事務所 046-827-1251 米が浜通１－４
46 **マイナンバーカード**	紛失・焼失・著しい損傷等は再交付を申請できます。平日に本人が市役所窓口サービス課でお手続きしてください。被災時の本人確認資料・必要書類・手数料の取扱いは、事情を伝えて確認してください。	窓口サービス課 046-822-8573

10　健康と契約の相談

項目	支援内容・対象・手続き	お問い合わせ先
47 **清掃・泥出し時の感染症予防**	土ぼこりが舞う場所ではゴーグル・マスク・厚手の手袋・底の厚い靴を着用し、作業後は手を洗ってください。浸水家屋は泥や汚れを取り除いてから、十分に換気・乾燥してください。市ホームページに清掃・感染対策の資料があります。	保健所 健康危機・感染症対策課 046-822-4317 ウェルシティ市民プラザ３階
48 **悪質商法・修理契約**	無料点検をきっかけにした高額工事、「保険金で自己負担なく修理できる」等の勧誘に注意してください。その場で契約せず、家族等への相談や複数の見積りを行い、保険金は契約する保険会社へ確認してください。 契約してしまった場合も書類を保管し、早めに相談してください。クーリング・オフできる場合があります。相談受付は平日９時～16 時（祝日・年末年始を除く）。	市消費生活センター 046-821-1314 市役所２号館１階 市民相談室内 消費者ホットライン 188
49 **電話・電気・ガスの停止等**	住まいを離れる場合の利用停止・解約・再開等は、各契約先へ連絡してください。契約会社・契約内容によって窓口が異なります。請求書や契約先公式ホームページで連絡先を確認してください。	電話：契約中の電話会社 電気：契約中の電力会社 ガス：契約中のガス会社
50 **水道の使用中止等**	転居等による水道の使用中止・開始は、お客様料金サービスセンターへ相談してください。災害による使用水量増加等の料金相談は 16 をご覧ください。	上下水道局 お客様料金サービスセンター 046-823-3232
51 **郵便物の転送**	郵便局窓口、ポスト投函、e 転居で転居届を提出すると、届出日から１年間、旧住所宛ての郵便物等を新住所に無料で転送します。登録まで３～７営業日かかります。本人確認資料が必要です。	最寄りの郵便局 日本郵便 e 転居
52 **証明書と保険金等の手続き**	罹災証明書等は保険金請求、税の減免などで提出を求められる場合があります。必要な証明書の種類・原本や写しの可否は、提出先へ確認してください。 証明内容や追加の証明書については危機管理課へ相談してください。証明書交付手数料は無料です。	危機管理課 046-822-8357 FAX 046-827-3151 市役所１号館５階

最新情報は市ホームページでご確認ください

令和８年台風第 25 号の被害に遭われた方へ：https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/kinkyu/bousai/typhoon202609.html

道路の通行止め、施設の休館・イベント中止、事業系剪定枝の受入休止等の情報も掲載しています。来庁・移動前にご確認ください。